

教育職員免許状取得のために必要な科目

1 教科及び教科の指導法に関する科目

(1) 理科

(イ) 農業生産学科

教育職員免許法施行規則に定める科目 および単位数				左記科目に対する本大学での科目等						
科目	各科目に含める ことが必要な事 項	最低修得 単位数		授業科目	単位数		週時間数		履修 年次	
		中学	高校		中学	高校	前期	後期		
教科に 関する 専門的 事項	物理学	1	1	物理学	②			2	1	
	化学	1	1	化学	②		2		1	
				化学演習	1		2		1	
	生物学	1	1	生物学	②			2	1	
				生物学演習	1			2	1	
				生物統計学	2		2		2	
				植物病理学	2		2		2	
				応用昆虫学	2		2		2	
				昆虫生理生態学	2				2	2
				多様性生物学	2		2			3
				土壌微生物学	2		2			3
				分子から見た植物の働き	2		2			3
				ゲノムと生命	2		2			3
				生物の多様性と進化	2		2			3
				動物とくらし	2				2	3
	微生物とくらし	2				2	3			
	海洋生物とくらし	2		2			4			
	地学	1	1	土壌学	2		2		2	
				地学	②		2		3	
	物理学実験 (コンピュータ活用を含む。)	1	1	物理学実験	②			4	3	
化学実験 (コンピュータ活用を含む。)	1	1	化学実験	②		4		1		
生物学実験 (コンピュータ活用を含む。)	1	1	生物学実験	②			4	1		
地学実験 (コンピュータ活用を含む。)	1	1	地学実験	②		2		3		
各教科の指導法（情報 機器及び教材の活用を 含む。）	8	4	理科教育法Ⅰ	②	②		2	2		
			理科教育法Ⅱ	②	②	2		3		
			理科教育法Ⅲ	②	2		2	3		
			理科教育法Ⅳ	②	2		2	3		
合計		28	24		30以上	34以上				

注1 単位数を○で囲んだ授業科目は必修科目、その他は選択科目とする。

2 教科及び教科の指導法に関する科目において、教育職員免許法施行規則に定める最低修得単位数を超えて修得した単位数は、「大学が独自に設定する科目」の単位数に充当する。

(ロ) 応用生物科学科

教育職員免許法施行規則に定める科目 および単位数				左記科目に対する本大学での科目等					
科目	各科目に含める ことが必要な事 項	最低修得 単位数		授業科目	単位数		週時間数		履修 年次
		中学	高校		中学	高校	前期	後期	
教科に 関する 専門的 事項	物理学	1	1	物理学	②			2	1
	化学	1	1	化学	②			2	1
				化学演習	1			2	1
				生化学	2			2	1
	生物学	1	1	生物学	②			2	1
				生物学演習	1			2	1
	生物学	1	1	生物統計学	2			2	2
				生物系統学	2			2	1
				ゲノム分子生物学	2			2	2
				植物遺伝子工学	2			2	2
				細胞生物学	2			2	2
				応用微生物学	2			2	2
				生態学	2			2	2
				共生ウイルス学	2			2	2
				産業動物学	2			2	2
	動物機能科学	2			2	2			
	海洋動物学	2			2	2			
	地学	1	1	地学	②			2	3
	物理学実験 (コンピュータ活用を含む。)	1	1	物理学実験	②			4	3
	化学実験 (コンピュータ活用を含む。)	1	1	化学実験	②			4	1
生物学実験 (コンピュータ活用を含む。)	1	1	生物学実験	②			4	1	
地学実験 (コンピュータ活用を含む。)	1	1	地学実験	②			2	3	
各教科の指導法（情報 機器及び教材の活用を 含む。）	8	4	理科教育法Ⅰ	②	②		2	2	
			理科教育法Ⅱ	②	②	2		3	
			理科教育法Ⅲ	②	2		2	3	
			理科教育法Ⅳ	②	2		2	3	
合計	28	24		30以上	34以上				

注1 単位数を○で囲んだ授業科目は必修科目、その他は選択科目とする。

2 教科及び教科の指導法に関する科目において、教育職員免許法施行規則に定める最低修得単位数を超えて修得した単位数は、「大学が独自に設定する科目」の単位数に充当する。

(2) 農業
(イ) 農業生産学科

教育職員免許法施行規則に定める科目 および単位数			左記科目に対する本大学での科目等				
科目	各科目に含めるこ とが必要な事項	最低修得 単位数	授業科目	単位数	週時間数		履修 年次
					前期	後期	
教科に 関する 専門的 事項	農業の関係科目	1	植物遺伝学	2		2	1
			作物機能形態学	2		2	1
			植物生理学	2		2	1
			植物育種学	2	2		2
			作物学	②	2		2
			野菜花卉園芸学	②	2		2
			植物育種方法論	2		2	2
			資源作物学	2		2	2
			果樹園芸学	2		2	2
			耕地生態学	2	2		3
			施設園芸学	2	2		3
			植物感染機構学	2		2	2
			植物無機栄養学	2		2	2
			植物病害管理学	2		2	3
			害虫防除論	2		2	3
			雑草管理学	2		2	3
			農場実習	1		2	2
			農業生産学実習Ⅰ	②	6		2
			農業生産学実習Ⅱ	②		6	2
			農学概論	②	2		1
			食と農の倫理を学ぶ	2	2		3
			食と農の経済を学ぶ	2	2		3
			食と農の共生を考える	2		2	3
	フードシステムを学ぶ	2		2	3		
	農業の多様性を学ぶ	2		2	3		
	食と農の歴史を学ぶ	2	2		4		
	職業指導	1	職業指導Ⅰ	②	2		3
職業指導Ⅱ			②		2	3	
各教科の指導法（情報機 器及び教材の活用を含 む。）	4	農業科教育法Ⅰ	②	2		3	
		農業科教育法Ⅱ	②		2	3	
合計		24		34以上			

注1 単位数を○で囲んだ授業科目は必修科目、その他は選択科目とする。

2 農業の関係科目において、教育職員免許法施行規則に定める最低修得単位数を超えて修得した単位数は、「大学が独自に設定する科目」の単位数に充当する。

2 栄養に係る教育に関する科目

(1) 栄養教諭

(イ) 食品栄養学科

教育職員免許法施行規則に定める科目および単位数			左記科目に対する本大学での科目等				
科目	各科目に含めることが必要な事項	最低修得単位数	授業科目	単位数	週時間数		履修年次
					前期	後期	
栄養に係る教育に関する科目	・栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項	4	学校栄養指導論Ⅰ	②	2		3
	・幼児、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項		学校栄養指導論Ⅱ	②		2	3
合計		4		4			

注1 単位数を○で囲んだ授業科目は必修科目とする。

3 教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目および教育実践に関する科目

教育職員免許法施行規則に定める科目および単位数				左記科目に対する本大学での科目等							
科目	各科目に含めることが必要な事項	最低修得単位数			授業科目	単位数			週時間数		履修年次
		中学	高校	栄養教諭		中学	高校	栄養教諭	前期	後期	
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	10	8	教育原理	②	②	②	(2)	(2)	2
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）				教師論	②	②	②	2		1
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）				教育経営論	②	②	②	(2)	(2)	3
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程				教育社会学	②	②	②	(2)	(2)	3
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解				教育心理学	②	②	②	(2)	(2)	1
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）				特別支援教育論	②	②	②	(2)	(2)	3
	教育課程論	②	②	②	(2)	(2)	2				

教育職員免許法施行規則に定める科目および単位数				左記科目に対する本大学での科目等							
科目	各科目に含めることが必要な事項	最低修得単位数			授業科目	単位数			週時間数		履修年次
		中学	高校	栄養教諭		中学	高校	栄養教諭	前期	後期	
導、道徳、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	10	8	6	道徳教育論	②		②	(2)	(2)	3
	総合的な学習の時間の指導法				特別活動・総合的な学習の時間の理論と指導法	②	②	②	(2)	(2)	1
	特別活動の指導法				教育方法論	②	②	②	(2)	(2)	2
	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）				生徒指導論（進路指導を含む）	②	②	②	(2)	(2)	2
	生徒指導の理論及び方法				教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	②	②	②	(2)	(2)	3
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法				進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	生徒指導論（進路指導を含む）【再掲】					
教育実践に関する科目	教育実習	5	3	-	教育実習Ⅰ	①	①		(2)	(2)	3
					教育実習Ⅱ	2	2		-	-	4
					教育実習Ⅲ	④	④		-	-	4
	学校体験活動	-									
	栄養教育実習	-	-	2	栄養教育実習Ⅰ			①		2	3
					栄養教育実習Ⅱ			①	-	-	4
教職実践演習	2	2	2	教職実践演習（中・高）	②	②			2	4	
				教職実践演習（栄養教諭）			②		2	4	
合計		27	23	18		29以上	25以上	26以上			

注1 単位数を○で囲んだ授業科目は必修科目、□で囲んだ授業科目は選択必修科目、その他は選択科目とする。

- 2 週時間数を()で囲んだ授業科目は、前期または後期のいずれかで開講する。
- 3 「教育社会学」、「教育経営論」のうちいずれか1科目を修得すること。
- 4 「教育実習Ⅰ」「栄養教育実習Ⅰ」は、学内における指導とする。
- 5 「教育実習Ⅱ」は、2週間以上の学外実習および学内における事前事後指導含む。
- 6 「教育実習Ⅲ」は、3週間以上の学外実習および学内における事前事後指導含む。
- 7 「栄養教育実習Ⅱ」は、1週間以上の学外実習および学内における事前事後指導含む。
- 8 中学校教諭一種免許状取得には「教育実習Ⅱ」、「教育実習Ⅲ」から4単位以上、高等学校教諭一種免許状取得には2単位以上修得すること。
- 9 教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目および教育実践に関する科目において、教育職員免許法施行規則に定める最低修得単位数を超えて修得した単位数は、「大学が独自に設定する科目」の単位数に充当する。

4 大学が独自に設定する科目

教育職員免許法施行規則に定める科目および単位数			左記科目に対する本大学での科目等					
科目	最低修得単位数		授業科目	単位数		週時間数		履修年次
	中学	高校		中学	高校	前期	後期	
大学が独自に設定する科目	4	12	地域連携教育活動Ⅰ	2	2	(2)	(2)	2
			地域連携教育活動Ⅱ	2	2	(2)	(2)	2
			道徳教育論		2	(2)	(2)	3
			「教科及び教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」および「教育実践に関する科目」において、教育職員免許法施行規則に定める最低修得単位数を超えて修得した単位数を充当する。					
合計	4	12		4 以上	12 以上			

注1 「道徳教育論」は、高等学校教諭一種免許状取得にあたっては、大学が独自に設定する科目の修得単位数に充当することができるが、中学校教諭一種免許状取得にあたっては、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目の修得単位数とするため、大学が独自に設定する科目の修得単位数に充当することはできない。

2 「地域連携教育活動Ⅰ」および「地域連携教育活動Ⅱ」は選択科目とする。

3 「道徳教育論」は、高等学校教諭一種免許状取得にあたっては、選択科目とする。

5 その他教育職員免許法施行規則で定める科目

教育職員免許法施行規則に定める科目および単位数				左記科目に対する本大学での科目等								
科目	単位数			学科	授業科目	単位数			週時間数		履修年次	
	中学	高校	栄養教諭			中学	高校	栄養教諭	前期	後期		
日本国憲法	2	2	2	全学科共通	日本国憲法		2				2	
体育	2	2	2		スポーツ科学Ⅰ		1				2	1
					スポーツ科学Ⅱ		1			2	1	
外国語コミュニケーション	2	2	2		英語基礎会話a		1				2	3
					英語基礎会話b		1			2	3	
情報機器の操作	2	2	2		情報リテラシーⅠ		1				2	1
					情報リテラシーⅡ		1			2	1	

注1 単位数を○で囲んだ授業科目は必修科目、その他は選択科目とする。